

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 9 日

各団体 御中

消 防 庁 総 務 課

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

貴団体におかれましては、平素から消防行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

標記の件について、別添のとおり令和 2 年 3 月 3 日付基発 0303 第 1 号（以下「厚労省通知」という。）により厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あてに通知されたところです。

当該厚労省通知により、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断のうち労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条に基づく雇入時の健康診断及び第 44 条に基づく定期健康診断の実施並びに同法第 17 条に基づく安全委員会等の開催について、当面の間、柔軟な対応が可能となっております。

貴団体におかれましては、上記の趣旨を踏まえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

連絡先 消防庁総務課 生田 電 話：03-5253-7506 メールアドレス：y2.ikuta@soumu.go.jp

基発0303第1号
令和2年3月3日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施及び安全委員会等の各種委員会の開催については、以下のとおり扱うこととするので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業場への周知等について適切に対応されたい。

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法に基づく健康診断のうち、労働安全衛生規則第43条に基づく雇入時の健康診断及び第44条に基づく定期健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の状況により、

① 雇入時の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が雇入れの直前又は直後に行われていない場合

② 定期健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が1年以内ごとに1回、定期に行われていない場合

については、労働安全衛生規則等の規定を満たさないが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ別途指示するまでの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

なお、この対応は、労働安全衛生法に基づく雇入時の健康診断及び定期健康診断の実施に限るものであり、それ以外の健康診断の実施に係る対応については、

従前のおりとする。

2 安全委員会等の開催に係る対応について

労働安全衛生法第17条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ別途指示するまでの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。